

# 大津 歴博 だより

<b>特集</b>	重要文化財「大津百艘船関係資料」 P1～P3 指定記念企画展 江戸時代の琵琶湖水運 —大津百艘船の航跡—
<b>学芸員のノートから</b>	盛安寺蔵「明智光秀陣太鼓」 P4～P5 について
<b>收藏品紹介</b>	膳所藩領域の養子証文 P6 (膳所大津町掛屋旧蔵、本館所蔵)

2020  
No.  
**117**



大津市歴史博物館

令和2年2月1日 発行

〒520-0037 大津市御陵町 2-2

TEL(077)521-2100

http://www.rekihaku.otsu.shiga.jp/



**特集**  
重要文化財「大津百艘船関係資料」  
指定記念企画展  
**江戸時代の琵琶湖水運**  
—大津百艘船の航跡—

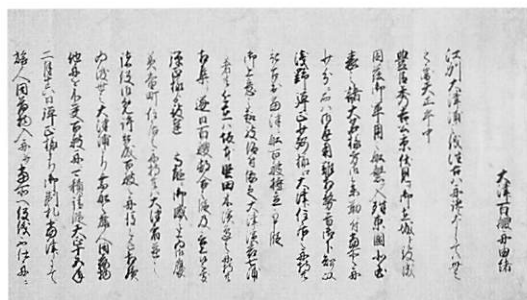
大津百艘船の特権を認めた歴代為政者による高札（安土桃山時代～江戸時代）及び太政官高札（明治時代）  
いずれも重要文化財 大津百艘船関係資料 本館蔵  
①増田長盛高札、②新庄直頼高札、③京極高次高札、④大久保長安高札、⑤小野宗左衛門高札、⑥小野喜左衛門高札、⑦雨宮庄九郎高札、  
⑧雨宮庄九郎高札、⑨雨宮庄九郎・雨宮源次郎高札、⑩古郡文右衛門高札、⑪京都町奉行高札、⑫京都町奉行高札、⑬太政官高札

◇重要文化財「大津百艘船関係資料」指定記念企画展

「江戸時代の琵琶湖水運—大津百艘船の航跡—」

会期：令和2年2月29日（土）～4月12日（日）

大津百艘船からみえてくる江戸時代の琵琶湖水運とは



(写真1) 大津百艘船由緒 江戸時代 (大津百艘船関係資料のうち)

今回の展示会は、戦国時代から江戸時代の終わりにかけての琵琶湖の水運（舟運）がテーマです。その中でも、天正14～15年（1586～87）、豊臣秀吉によって創設された船持仲間「大津百艘船」に焦点を絞って紹介するものです。中世における水運は、比叡山延暦寺の外港として栄えた坂本、そして琵琶湖の最狭部に位置し、漁業権や湖上交通を握っていた堅田が長らく重要な位置を占め、その水運力を管轄下に置いた坂本城主の明智光秀が琵琶湖水運を主導していました。

その後、秀吉は、本能寺の変で主君織田信長を討った明智光秀を山崎合戦で破った後、しばらくして坂本にあった城を大津に移して、北陸・東国からの物資輸送の拠点とします。そこで、大津城主の公用を務めさせるために、船100艘を常備させ、「大津百艘船」を組織したのです。

その経緯を説明した「大津百艘船由緒書」（写真1）によると、「大津居住の舟持ども召し出され、当津に百艘持ち立て申すべし」とあり、さらに彼らには大津城主浅野長吉以降、歴代の為政者（大津城主・大津代官・京都町奉行）から、大津から運び出される物資と人の輸送の独占的特権が与えられたことを示す高札が出されたのです（表紙写真）。

その後、享保年間には、彦根三湊（長浜・米原・松原）と大津百艘船の争論を通じて、大津から他浦の船に旅人・荷物を一切積ませないという特権に対し、彦根三湊は例外となり、水運（舟運）構造に変化が生じ、それは幕末まで続くこととなります。

江戸時代の琵琶湖水運の全貌を探るために

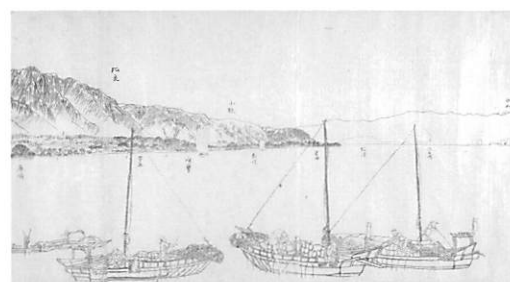
今回、平成30年（2018）に重要文化財に指定された「大

津百艘船関係資料」は、大津百艘船の船持仲間に伝来したもので、高札や古文書・古記録を含む1237点で構成されています。これだけ多くの資料が残されているのは、大津百艘船が特権を根拠に琵琶湖水運の中心的役割を担ったことにより、舟運に関わる多くの文書や争論記録が残されてきた結果だといえます。

もちろん、江戸時代の琵琶湖水運の全貌は、この大津百艘船関係資料だけで明らかになるものではありませんが、本資料群を中心にして、大津百艘船の誕生、権利や由緒のあり様、船奉行による船管理、また荷物の積み出しを着船順とする艦折廻船とよばれるルール<sup>どもおり</sup>の確立、さらには百艘船仲間内で記されてきた膨大な記録「万留帳」から読み解ける琵琶湖水運の諸相など、様々な側面から江戸時代の琵琶湖水運の歴史を紹介したいと思います。



(写真2) 左「万留帳」（文化12年・表紙、大津百艘船関係資料のうち）、右「万留帳」64冊のうち、数冊の表紙見返しや裏表紙見返しに、蔵書印のような「百艘」と刻まれた印鑑があります。



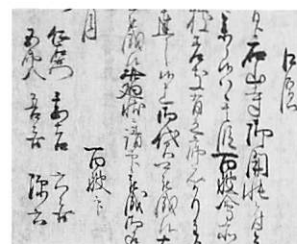
(写真3) 「琵琶湖眺望真景図」（江戸時代、本館蔵）に描かれた湖西の浦々と丸子船（丸船）

◇関連企画

ミニ企画展「江戸時代 石山寺の即位開帳」

会期：令和2年3月10日（火）～4月19日（日）

江戸時代、石山寺では33年に1度の開帳だけでなく、歴代天皇の即位に際し、秘仏如意輪観世音菩薩が開帳されてきました。現在、石山寺に残る古文書・古記録から、その開帳の開催や人々の参詣の様子を読み取ることができます。重要文化財「大津百艘船関係資料」にも、石山寺の開帳に関わる史料が残されており、それらを併せて紹介し、石山寺開帳の歴史を紹介します。



(写真4) 「大津百艘船万留帳」（江戸時代、大津百艘船関係資料のうち）

## 琵琶湖を渡った釣鐘を追って…

ここで、展覧会を準備する中で発見した、ある文書・記録の内容を紹介したいと思います。大津百艘船関係資料は、物資や人を運ぶルールや運賃、時に船数を数えた調査記録など多様な資料で構成されていますが、その中で文政7年(1824)7月、大津百艘船仲間に宛てられた一通の詫び状があります。これは、「当月(七月)二日、能登国永光寺行釣鐘壺、松本村江持参り…」と、大津松本村から遙か遠くの能登の禪刹永光寺ようこうじの釣鐘(梵鐘)を琵琶湖の船で運んだことが判明する注目すべき古文書です(写真5)。

内容を読み解くと、本来、大津町の港から積み出さなければならぬ釣鐘を、大津町の隣の松本村から運んだことで、松本村の船年寄たちが大津百艘船仲間にお詫びしたものです。この古文書より、釣鐘は大津松本村から塩津浦(現:長浜市)に運ばれ、その後、おそらく北陸街道を経て越前・加賀を通過し、永光寺へと運び込まれたと考えられます。

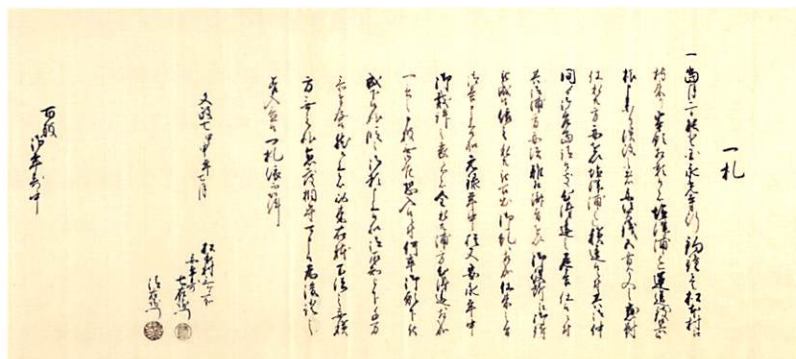
私は、なぜこの釣鐘が琵琶湖を経由して運ばれたか、また今も現存しているのかが気になり、お寺にお電話を差し上げました。そこで、ご住職からその鐘がいまでも現存することをお教えいただき、どうしても間近でその釣鐘を見たくなり、休日に家族旅行と言って、石川県羽咋市の永光寺へと向かったのです。事前に連絡したとはいえ、突然にも近い訪問にもかかわらず、屋敷智乗ご住職は温かくお迎えくださり、鐘楼にご案内いただきました(写真6)。そこで、梵鐘を間近で拝見し、「琵琶湖を渡った梵鐘が、戦時中の供出も免れてよう残っていたなあ」と感動するとともに、ご住職の説明を聞きながら、釣鐘に刻まれた銘を拝見しました。すると、「文政八年」とあり、大坂の大谷正次という鋳物師によって鑄造されたことがわかりました。ここで、古文書の文政7年という年記とは少しタイムラグがあり、なぜだ

ろうと思っていると、ご住職から、この鐘は文政8年の永光寺開山のけいざんしやうきん瑩山紹瑾禅師の500回遠忌に合わせて鑄造されたものであることをお教えいただいたのです。

そして、そこで新たな疑問が生まれました。大坂で鑄られた釣鐘を素早く安価でお寺まで運ぼうとすると、西廻り航路を経由して運べばいいのに、なぜ琵琶湖を経由してお寺にたどり着いたのか…。この疑問への回答になるヒントが、展示でも紹介する「大津百艘船万留帳」にありました。百艘仲間年寄に書き留められた文政7年の記録の中に、永光寺釣鐘運送に関する記録があったのです。それによれば、「車で寄進引にて」運んだと書かれてありました。「寄進引」という言葉は、辞書にはありませんが、「寄進」は金銭や財物を寺社などに寄付することを意味します。

おそらくは大坂から能登永光寺まで、西廻り航路を用いずに、あえて近江(琵琶湖)・越前・加賀を経由することで、人々の耳目を集め、経由する各地域で寄進を募り、翌文政8年の鐘の落成と鐘楼の建築費、さらには遠忌法要の開催に宛てる目的があったと考えられます。人々の信仰とともに、寄進物を集めながら銘文が入る前の釣鐘が街道を通過していったのでしょう。

さて、そうすると、今度は琵琶湖以外ではどのルートを通ったのかが気になります。鐘鑄勸進(寄進)なので、江戸時代の場合、事前に領主の許可を得て、かつ村々に通知していた可能性もあり、各地に残される古文書・古記録から実際の通行ルートが判明するかもしれません。その通行ルートの解明は今後の課題です。(学芸員 高橋大樹)

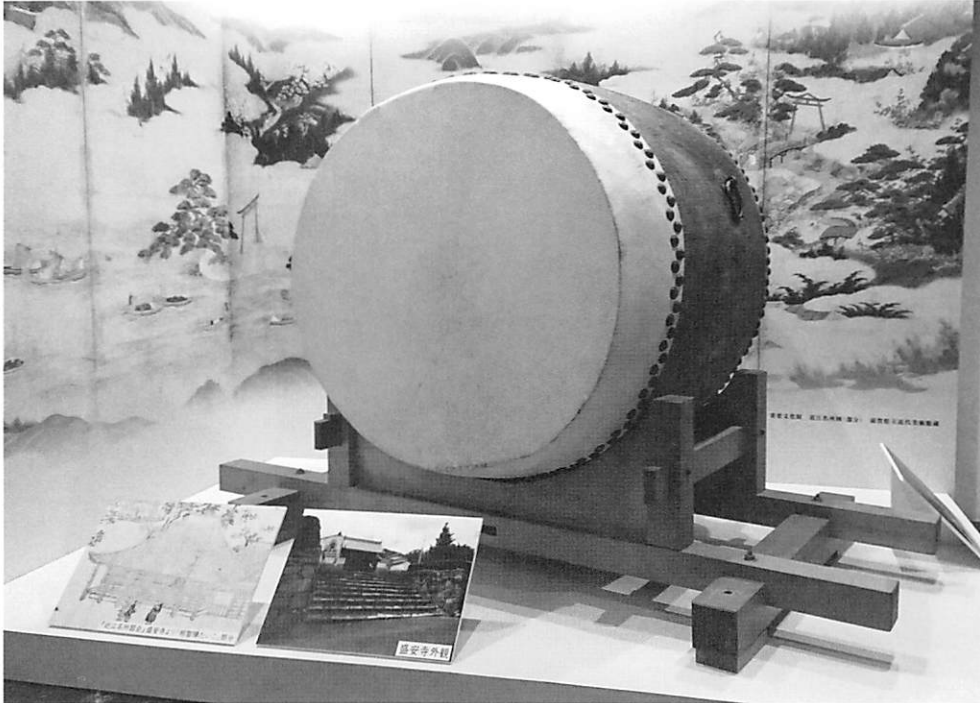


(写真5) 松本村船年寄釣鐘輸送詫状(文政7年、大津百艘船関係資料のうち)



(写真6) 鐘楼でご住職と梵鐘銘を確認中

## 盛安寺蔵「明智光秀陣太鼓」について



博物館に展示された明智光秀陣太鼓（盛安寺蔵）

歴史博物館では、1月7日から常設展示室内において、特集展示「明智光秀と戦国時代の天津」を1年間の予定で開催します。今回の展示の中で最も目をひくのが、盛安寺蔵「明智光秀陣太鼓」です。

江戸時代の「近江名所図会」（文化11年〔1814〕）によると、盛安寺は俗に「明智寺」とも呼ばれ、光秀ゆかりの寺院でした。同書によると、「明智光秀陣太鼓 世にこれは八剋太鼓と云う。堂宇にあり。按ずるに光秀にあらず、左馬介の伝来にや」と記されています。そして「明智陣たいこ」とあって、本堂の軒下に太鼓が納められている様子が挿絵で確認できます。そこには、太鼓を見物する人と、それを指し示す僧が描かれており、由緒を説明しているのでしょう。それだけ広く知られていたことがうかがえます。

「近江名所図会」より以前の近江の地誌『近江輿地志略』（膳所藩儒者寒川辰清により享保19年〔1734〕に編まれた）には「當寺に太鼓あり、是明智光秀の時剋（刻）をうちし太鼓なりといふ」と見えます。

いずれも光秀伝来の由緒があり、時を刻む太鼓と説明されています。ちなみに「近江名所図会」の八刻は、午後二時をさし、昼を告げる太鼓と言えるでしょう。

現在も残るこの太鼓は、面の経83cm、胴の経97cm、

胴長さ86cmの大きなもので、重さも相当あります。太鼓の皮は、昭和59年（1984）頃に張り替えられており、鋏もその時の新しいものです。面が真新しいので、一見新しく見えますが、胴には経年による変形や、虫損も各所にみられ、時を経た太鼓であることがわかります。

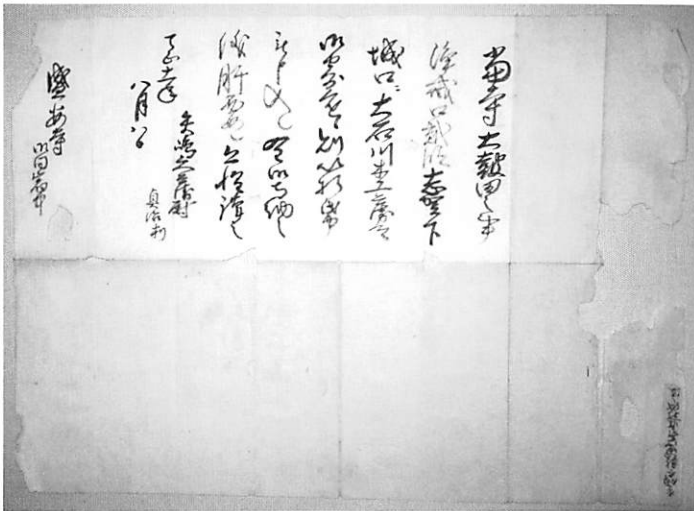
この太鼓は、長年「近江名所図会」にあるとおり、本堂東側の軒下に置かれていました。そして昭和59年、先代の住職が現在の太鼓楼を建て、二階に安置するようになります。太鼓楼からは、眼下に坂本城があった下阪本とそれにつづく琵琶湖が一望できます。盛安寺は、坂本城に太鼓の音で連



近江名所図会に紹介された盛安寺と明智陣太鼓

絡するには、絶好の場所といえるでしょう。盛安寺には、このほか明智光秀の位牌や供養塔（いずれも近世のもの）が存在しています。

伝承としてこの太鼓は、明智光秀伝来とされ、先に見たように江戸時代の地誌類にもそのように記述されています。ただ、その伝承を検証する記録は残されていません。



太鼓田寄進状写 天正11年(1583) 盛安寺蔵

唯一の記録が、天正11年(1583)の太鼓田寄進状写です。天正11年8月8日付け、矢嶋久兵衛尉貞治が盛安寺御同宿中に出したもので、貼紙に「寺領太鼓田御寄進折紙之写」とあり近世の写でしょう。

内容は、盛安寺太鼓田は、下阪本の小字浄戒口に二段・志賀下(滋賀里)・城口(下阪本)の三か所あったようで、これは石川壱兵衛という方が、寄進を折紙で申し入れているので、盛安寺領として納めるように、というものです。

ここに登場する矢嶋・石川ともにどういった人物かはわかりません。江戸時代の状況ですが、矢嶋は坂本町で山門領諸事仕置方役人として矢嶋大膳が見られ、町惣代としても矢嶋姓があるので、町人として坂本を取りまとめていた人物の一人かもしれません。そうであれば、太鼓田が盛安寺領として認められたことを伝える文書ということになります。

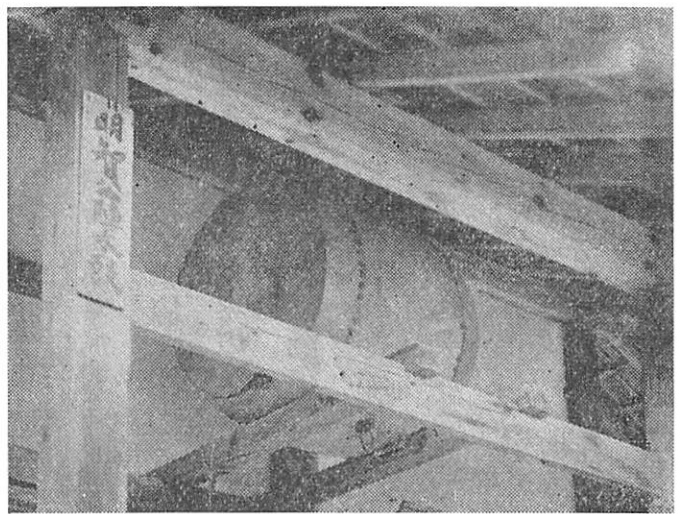
つぎに天正11年8月8日という日付に注目してみましょう。坂本城が落城したのはその前年、天正10年6月15日です。その後の清洲会議で滋賀郡は丹羽長秀の所領となり、坂本城再建もすぐに着手されます。天正11年4月、羽柴秀吉は柴田勝家を北庄城で自害させ、天下人への道を決かなものにし、同年5月坂本城に入ります。そこで近江の知行改めが行われ、実際に宛行状が発給されたのは8月になってからです。坂本城は、杉原家次に与えられ、坂本城下の比叡

辻と戸津(下阪本)を知行しますが、それ以外の滋賀郡は秀吉の台所入となります。

こうして知行が確定した直後に太鼓田寄進の文書が出されたこととなります。石川壱兵衛がいつ寄進したのかは書かれていませんし、なぜ矢嶋を介して盛安寺に伝えられたのかも不明です。

可能性としては、明智光秀の時代に、太鼓はすでに存在し、その維持にあたる太鼓田が石川から寄進されており、新たな知行改めで追認された、という解釈で、この場合は光秀ゆかりの太鼓ということになります。石川壱兵衛の文書が残されていない以上、確かなことは不明ですが、おそらく坂本城の築城に伴って配置された太鼓と考えて良いのではと思っています。

江戸時代にもこの太鼓田は、盛安寺領として継承されています。寄進状にある浄戒口・志賀下が見え、「城口」の地名は見えませんが「河原」がそれにあたるのではと思われます。それ以外に穴太村・野添畑・上郎ノ坊畑・中嶋にあって計八石五斗貳升四合となっています。盛安寺領十九石六斗一升の内の半分くらいが太鼓田ということになり、盛安寺にとって大切な寺領だったことが分かります。



かつての安置状況 『歴史と伝説の坂本』より

明智光秀陣太鼓は、坂本城ゆかりの太鼓と言えます。では、その機能は何だったのでしょうか。近世の地誌に見えるように「時を告げる太鼓」と見るのが妥当かもしれませんが。城に付属していた戦国時代では、火急を告げる役割、軍隊を招集する役割を帯びていたかもしれませんが、平時は、時を告げる目的だったのでしょうか。

(副館長 和田光生)

膳所藩領域の養子証文（膳所大津町掛屋旧蔵、本館所蔵）

出生率が現在のように高くなかった江戸時代には、家を継続していくため、養子が頻繁に行われていました。今回は、本館所蔵の膳所大津町（現大津市丸の内町）掛屋伊兵衛家旧蔵文書の中から、養子証文を取り上げます。

膳所大津町は、『滋賀県の地名』（平凡社）によると、慶長6年（1601）大津城の廃城後、城下町の商人が移住した町で、幕末膳所城下図では街道筋に造酒屋の掛屋が確認できます。

本館所蔵の掛屋伊兵衛家文書は、近世から近代にかけて200点ほどあり、酒造と金銭関係の内容が多くを占めます。嘉永期（1848～55）には酒造惣代として酒株譲渡の願人などに度々登場し、活動していたことがわかります。また、「掛屋」とは、幕府や大名の蔵屋敷に出入りし、蔵物の処分・売却代銀の出納・送金などの金銭の融通や両替等を行った御用商人のことで、掛屋伊兵衛家も膳所藩でこの役目に従事していたと思われます。

ここで紹介する文書は、表題に「養女証文之事」とあり、寛保2年（1741）5月16日に亀屋町伊勢屋十右衛門・鏡屋町松屋新平より膳所大津町掛屋伊兵衛へ出された文書です（写真）。内容は掛屋伊兵衛の当歳（0歳）の娘を貰い受けること、また乳母料の給金として銀20枚を受け取ること、さらに娘が成人して自分の跡を継がせるか、または嫁

ぐ事があっても双方の納得がいくように取り持つ旨が記載されています。

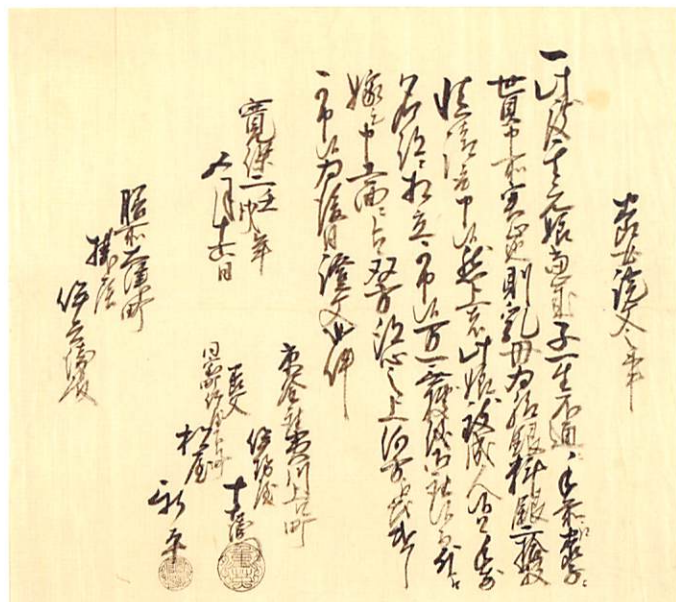
ここで注目したいのは、膳所の掛屋伊兵衛の娘が京都へ養子に出されている点です。膳所大津町の掛屋の宝暦7年（1757）の別の養子証文でも、膳所の子どもが京都に養子へと出されていることが確認でき、1740年代頃に膳所と京都の間で養子のやり取りが行われていることがわかります。また、乳母代が掛屋伊兵衛家から出されており、養子先である松屋には母親の乳が出ない、もしくは母親がいないという可能性が推測されます。

ここで乳母について少し考えていきたいと思います。現在、「乳母」というと子守のように思われますが、江戸時代は「乳」の確保が重要でした。養子に出す場合は「乳」を与えられる人物が養子先にいるかは重要で、それは母親でもなくても問題がありませんでした。そのため夫婦のうち母親が亡くなった場合は、近所の乳がでる女性に乳をもらったり、乳母を雇ったりして乳を確保しました。乳が確保できない場合は捨子が行われるほど重要なことでした。

ではなぜ養子証文は残されたのでしょうか。養子に関わる証文として、養子元から奉行所に、また養子先から養子元に提出するものと2種類があります。前者は奉行所へ提出した証文の写が庄屋の帳面に残されます。今回紹介した証文は後者で、養子先に問題があった場合の証拠として養子元で残されます。また、養子証文にも種類があり、「一生不通養子証文」には「万が一問題が起きた場合は養子先が問題を解決し、養子元には迷惑をかけないようにします」と記載がされています。

今回は掛屋伊兵衛家の養子証文から膳所と京都で養子のやり取りが行われていたことを紹介しました。養子証文のような個人や家族に関わる古文書は、今でも大津の各個人の家や蔵の中に残されています。このような史料を調査し、一つ一つ丁寧に検討することによって、各家の歴史や町の歴史、ひいては大津全体の生活史の解明へとつながっていく重要な史料となっていきます。

（学芸補助員 新木慧一）



（写真）「養女証文之事」